

就労継続支援 A 型

就労継続支援A型とは、障害のある方が一般企業への就職が不安、あるいは困難な場合に、一定の支援がある職場で雇用契約を結んだ上で働くことが可能な福祉サービスです。

A型の特徴は、雇用契約が結ばれるということです。そのため、雇成型とも呼ばれます。

雇用契約が結ばれることで、最低賃金が保障され、社会保険への加入も義務付けられます。

A型は利用対象者に年齢制限があり、原則18歳以上65歳未満とされています。また、以下のいずれかの条件を満たす方が対象とされています。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③ 企業等を離職したなど就労経験のある方で、現に雇用関係の状態にない方

就労継続支援B型

就労継続支援B型とは、障害のある方が一般企業への就職が不安、あるいは困難な場合に、雇用契約を結ばないで軽作業などの就労訓練をおこなうことが可能な福祉サービスです。

B型の特徴は、雇用契約が結ばれないことです。そのため、非雇用型とも呼ばれます。

B型は雇用契約を結ばないため最低賃金の保障はありません。

B型は利用対象者に年齢制限がなく、以下のいずれかの条件を満たす方が対象とされています。

- ① 就労経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ② 50歳に達している方、または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①および②に該当しない方で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面にかかる課題等の把握が行われている方

	就労継続支援A型	就労継続支援B型
利用対象	通常の事業所で雇用されることが困難で、 <u>雇用契約に基づく就労が可能な方</u>	通常の事業所で雇用されることが困難で、 <u>雇用契約に基づく就労が困難な方</u>
雇用契約	あり	なし
工賃	時給×働いた時間 (※最低賃金が保障される)	受託料÷作業人数 (※最低賃金が保障されない)

主な違いは、「雇用契約を結ぶか否か」、つまり事業者と利用者間で雇用関係が成立しているかいないかという点です。

A型は給与、B型は工賃が発生し、以下の様な違いがあります。

- ◇就労継続支援A型では、事業所と正式に雇用契約を結ぶため、安定的な就労と共に都道府県の最低賃金が保障されます。
- ◇就労継続支援B型では、事業所との雇用契約は結ばない状態での就労となり、賃金としては最低賃金の保障はありません。